

平成27年度 第1回佐倉市景観審議会 議事録（要録）

日 時	平成27年7月17日（金） 14時00分～16時30分
場 所	佐倉市役所 議会棟2階第2委員会室
出席者	木下会長、片桐副会長、石毛委員、内田委員、小出（淑子）委員、関口委員、田邊委員、中島委員（五十音順）
内 容	
○開会	
○会長挨拶	
○審議事項	
1) 佐倉市景観計画（案）の審議・答申について	
景観計画（案）について、事務局より説明	
会長	: 大きな修正事項として、都市計画審議会からの指摘事項で、景観の拠点に自然や田園に関わるものが追加されている。
委員	: 景観は、地域のまちづくり活動と連携して、市民・行政・事業者が一体となって取り組むべきであるが、駅前の経済活性化などの具体的な景観の取組みを、計画書に書き込めないのは残念である。しかし、様々な制約がある中で、よく整理されている印象がある。
会長	: 都市計画審議会の意見においても、景観法の枠組みとして対応できる部分については、計画書の中で対応されている。一方で、そうでない部分に、佐倉の景観のあり方としての本音があり、今後の施策展開上の課題である。
委員	: 計画書の46ページの図面の凡例に、自然・歴史・都市と見出しを付けているが、その上の表分類と合っておらず、見る人にとってはわかりづらい。
事務局	: 見出しを削除する方向で修正したい。
委員	: 自然・田園景観拠点では谷津田が印旛沼の上流部にあたるため、景観上のつながりもあり、重要な箇所であるという追記があっても良い。また、39ページ、42ページでも「谷津の緑」「谷津の湧水」という表現を加えていくと更に良くなる。
委員	: 都市計画審議会でも、谷津が印旛沼の環境を支えているという意見があったので、谷津の環境を守るためにも表現を強調できると良い。
会長	: 現在の地図はきれいにまとまっている印象があるため、凡例のみを「低地・谷津田」と修正するなど、わかりやすさを損ねないことも念頭に検討してほしい。
事務局	: 早急に検討していきたい。
委員	: 計画書は、内容の細かさゆえに、どこを読んでいるのかわかりづらい印象がある。
事務局	: 計画書本体は情報量が多いため、住民・事業者への説明向けの概要版の作成を予定している。
会長	: 実際には主にガイドラインを見てもらい、詳しく内容を知りたい場合は計画書本体を見てもらう使い方になると考えられる。
委員	: 計画書の構成が漠然としている印象がある。
委員	: 計画書のヘッダーに章のタイトルをつけてはどうか。
事務局	: できる範囲で対応していきたい。
委員	: 現在は積み上げたものが全て入っており、景観を議論する上での資料としてはよくできている印象であるが、重複の表現がいくつか見られる。必要なものを残して、他を削っていけば見やすい計画書になると思われる。
委員	: 景観計画を策定した後に他の自治体でよくやられていることとしては、広報に特集号を組んで、景観計画の説明やその自治体らしい景観の紹介をすることがある。概要版

- をつくったり、工夫して広報したりすることで大きなPRになる。
- 会長 : 計画書本体をさらにコンパクトにする意見と、概要版をつくったりPRを活用したりする意見が出ているが、どのように対応していくか。
- 事務局 : 事務局としては後者を選択したいと考えている。また、情報発信の方法も工夫しながら積極的にやっていきたいと考えている。
- 委員 : 計画書本体では同じ言葉が度々出てきて、繰り返しの印象を与えていることは認識しているが、法定計画としての景観計画の役割は、望まれない開発をいかにコントロールして、景観を保全していったり、より良い開発を増やしていったりするためのものであると思っている。そのため、景観に対して守備的な働きとして、なるべく漏れがないように書き込んでいき、協議の場において根拠が書いてあるものとしていくための計画書となる必要がある。また、PRの方法は再度議題を立てて検討する必要がある。
- 会長 : 後者側の意見をいただいたが、わかりやすさは重要であるため、概要版等の方法で内容を伝えていく方向で良いか。
- 委員 : 一方で計画書本体のわかりやすさの工夫を施すことも重要であるため、各章の最初に要約を記した方が良いと思われる。
- 委員 : フォントのサイズも統一されていない。
- 会長 : 編集上の工夫は対応していただいて良いか。
- 事務局 : 早急に対応して、精査していきたい。
- 委員 : 23 ページの心に残る四季の景観について、本文の記述や掲載写真、イベントの表の並びを春夏秋冬の順番で統一すると、より季節の移り変わりが実感できると思われる。
- 事務局 : 掲載の方法を検討していきたい。
- 会長 : 佐倉市景観計画案について、修正対応をされることを前提として、内容に了承いただけるか採決を取りたい。
 <賛成：8、反対：0>

2) 答申の附帯意見について

答申の附帯意見案について、会長より説明

- 会長 : 市では今後、9月頃にパブリックコメントの実施を予定しているが、審議会としての答申の後になるため、パブリックコメントでいただいた意見を、審議会として審議して景観計画書の修正を行うことができないことを懸念している。この点をご理解いただいた上でこの答申案をお認めいただきたい。
- 事務局 : パブリックコメントについては、景観計画策定にあたって地域別の懇談会を開催して様々な意見を伺ってきた中で、各段階での計画過程を公表してきた過程もある。8月の政策調整会議で政策として決定し、パブリックコメントをかける段取りとなっているが、パブリックコメントでいただいたご意見に基づき、再度、景観計画を検討していきたいと考えている。
- 委員 : 景観審議会として、答申書の附帯意見で、パブリックコメントでの市民の意見を十分に吟味した上で、最終的な判断をして欲しい旨の一文を加える必要があると考える。
- 委員 : パブリックコメントの後に審議会を開催するのか。
- 事務局 : 10月に景観審議会を開催する予定となっている。そこで市民からの意見があれば、ご審議いただきたい。パブリックコメントでいただいた意見については委員にご報告させていただくとともに、市の基本的な考え方についても必要に応じて委員の皆様からご助言をいただく。
- 会長 : 今の回答を踏まえて、附帯意見に一文を追加することによろしいか。
 <意義なし>

○検討事項

1) 佐倉市景観計画の運用体制について

佐倉市景観計画の運用体制について、事務局より説明

- 会長 : 景観アドバイザー会議は月1回としているが、想定される申請の件数や時期に対して会議の開催頻度は適切なものであるのか。
- 委員 : 対面式のアドバイザー会議を実施していく場合、2,3時間の会議で協議できるのは最大4件程度である。年間12回開催とすると年間50件程度が限度と想定されるが、実際の件数に対してかけ離れたものにならないかを確認しておく必要がある。
また、景観アドバイザー会議の年間の開催日程を予め決定して、公表してしまうと、日程調整が難しくなることもあり、出席率が悪くなることもあり得る。ある程度フレキシブルに事前調整できる方が好ましいのではないか。
- 委員 : 一方である程度目安の日程がないと却って調整に手間がかかることもあり得るので、ある程度は決まっている方が良い。事前打ち合わせで出席者の都合を踏まえながら調整すると良い。
- 委員 : 3か月前位に日程を確定させれば良い。ただし、公表する必要があるかどうか検討しておく必要がある。
- 会長 : 守秘義務があるとは思われるが、仮に欠席しても意見を述べられるように資料を事前に送付することは可能か。
- 委員 : 他の自治体では、実際にそのようにしている。
- 会長 : 日程は、公表するかは検討するとして、予め決めておくものとする。
- 会長 : 件数については、月1回のペースで問題ないのか。
- 事務局 : 対象となる規模の行為は、過去5年分の件数から想定すると年間120件程度である。景観アドバイザー会議で対象とできるのが年間50件程度とすると、優先的に協議していく対象や、簡易に済ませられるものの仕分け方などを、次回以降の作業部会の中で検討できればと考えている。
- 委員 : 想定される件数が120件であるのに対して協議できるのが50件とすると、70件程度は景観アドバイザー会議が不要と判断されるという解釈で良いか。
- 委員 : 運営方法を工夫して、対面式に行う場合と対面式ではなく軽く済みます場合を使い分ければ、月7,8件は捌けると考えられる。
- 委員 : 議論の焦点となる箇所の案件ごとによって変わってくるが、主観的な判断基準で議論するのではなく、客観的な基準を中心に議論していけばそれなりの数は捌けると思われる。

2) 景観計画等ガイドラインについて

景観計画等ガイドラインについて、事務局より説明

- 会長 : これから詰めていく内容を概略的に示しているが、屋外広告物や野立て看板ほどの部分で扱うのか。独立したガイドラインは作成しないという解釈で良いか。
- 事務局 : 屋外広告物や野立て看板については独立したガイドラインは作成しないが、新町地区では新町地区ガイドラインの一部分で、市域全体では色彩ガイドラインの一部分で扱うこととなる。
- 会長 : この基準は公共サインも対象になると想定しているのか。現況では、公共サインのデザインがまちまちである印象がある。
- 事務局 : 公共施設ガイドラインの対象の中にも含める予定である。
- 会長 : 屋外広告物の基準は色彩のみで良いのか。形態の基準は設けないのか。
- 委員 : 景観形成ガイドラインで対象となっている工作物に該当するものと思われる。
- 委員 : 資料3の4ページの景観形成基準の中に「シンボルとなる樹木などを植栽する」とあ

るが、シンボルツリーの根が歩道を駄目にすることもあり、基準は大まかな内容にした方がよい。本数や高さ、割合がどの程度必要かといったケースに応じた方法を景観アドバイザー会議で決めるやり方で良いのではないかと。

会長 : 今後検討していく方向でよろしいか。

<意義なし>

○その他

今後の景観審議会の予定について

○開会